（無断複写・転載を禁ず）

第75回税理士試験　消費税法
第一問（理論）解答

問１（35点）

⑴(15点)

１．取扱い

本件取引は電気通信利用役務の提供であるため、国内判定はその役務の提供を受けた者の住所等の所在地で判定することとなり国内取引となる。（２点）また、役務の性質及び取引条件等から事業者向け電気通信利用役務の提供ではないため、特定資産の譲渡等に該当しない。（２点）

よって、役務の提供として資産の譲渡等に該当し、課税の対象となる。（３点）

２．用語の意義(⑴：３点、⑵：２点、⑶：２点、⑷：１点、計：８点)

⑴　資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為を含む。）をいう。

⑵　特定資産の譲渡等とは、事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

⑶　電気通信利用役務の提供とは、資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

⑷　事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その役務の性質又は取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

⑵(20点)

１．取扱い

⑴　令和６年10月31日以前に日本国内における課税資産の譲渡等がないため、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高はない。（１点）

(注)　Ａ社は国外事業者であるため特定期間中に支払った給与等の金額の合計額をもって特定期間における課税売上高とすることはできない。（２点）

⑵　Ａ社は基準期間がある外国法人であり、その基準期間の末日の翌日である令和５年10月１日以後の令和６年11月１日から国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始しているため、当課税期間については基準期間がないものとみなされる。

また、当課税期間開始の日における資本金の額が 2,000万円であるため新設法人に該当する。

よって、Ａ社の消費税の納税義務は免除されないこととなる。（４点）

２．根拠規定

⑴　小規模事業者に係る納税義務の免除（２点）

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000万円以下である者（適格請求書発行事業者を除く。）については、納税義務者の原則の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。

ただし、別段の定めがある場合には、この限りでない。

⑵　前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例（４点）

法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が 1,000万円以下である場合において、その法人のうち、特定期間における課税売上高が 1,000万円を超えるときは、その事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税の納税義務は免除されない。

なお、国外事業者以外の事業者は、特定期間中に支払った支払明細書に記載すべき一定の給与等の合計額をもって、特定期間における課税売上高とすることができる。

⑶　新設法人の納税義務の免除の特例

①　内容（２点）

新設法人については、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税の納税義務は免除されない。

②　意義（２点）

新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人等を除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000万円以上である法人をいう。

（無断複写・転載を禁ず）

③　外国法人が国内事業者を開始した場合（３点）

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度は基準期間がないものとみなして、この規定を適用する。

問２（15点）

⑴（３点）

課税売上割合に準ずる割合の承認を受けようとする事業者は、課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。なお、承認を受けた課税期間以後の課税期間から課税売上割合に代えて、課税売上割合に準ずる割合を用いて計算する。

なお、上記の申請書の提出があった課税期間の末日の翌日から同日以後１月を経過する日までに承認があったときは、その課税期間の末日においてその承認があったものとみなす。

よって、申請書を提出した日の属する課税期間である令和７年３月期からその承認の効果が生じる。

⑵（12点）

１．概要

当課税期間における課税売上高は５億円以下であるが、課税売上割合が95％（注）に満たないため、仕入控除税額の計算については、個別対応方式又は一括比例配分方式で行うこととなる。（１点）

また、前々課税期間及び前課税期間において一括比例配分方式により計算しているため、当課税期間においては個別対応方式での計算をすることができる。（１点）

（注）上記の判定に用いる課税売上割合は通常の課税売上割合の92％である。（２点）

２．取扱い

⑴　個別対応方式を適用する場合（本文：３点、（注）：２点）

その課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びにその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、その他の資産の譲渡等にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合には、次の①の金額に②の金額を加算する方法とする。

①　課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額

②　課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合（注）を乗じて計算した金額

（注）この場合における課税売上割合は、課税売上割合に準ずる割合の97％である。

⑵　一括比例配分方式を適用する場合

①　内容（１点）

上記⑴以外の場合には、その課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合（注）を乗じて計算する方法とする。

（注）この場合における課税売上割合は、通常の課税売上割合の92％である。（１点）

②　個別対応方式の変更制限（１点）

一括比例配分方式による計算することとした課税期間の初日から同日以後２年を経過する日までの間に開始する各課税期間においてその方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することは、できないものとする。